

< 3 感染症予防と受講に係るお願い >

1 感染症予防に向けた取り組み

北海道社会福祉協議会社会福祉研修所では、下記の対応にて、感染予防に取り組んでいます ※

- ・体調不良または 37.5℃以上の発熱がある場合、受講不可としています。
- ・研修期間を通して体温計持参を依頼し、午後の講義開始前に各自検温をお願いしています。
- ・2日以上にわたる研修では、毎朝「検温確認票」の提出をお願いしています。
- ・ソーシャルディスタンスに配慮した、余裕のある座席配置で研修を実施しています。
- ・研修中のマスク着用は必須とし、随時うがい・手洗い励行を依頼しています。
- ・適宜研修会場の窓を開け、換気を行います。

2 集合研修受講にかかるお願い

北海道社会福祉協議会社会福祉研修所の受講に向け、下記にご協力ください

1 研修受講前

- ・研修受講前日および当日朝に、検温を実施してください。
- ・受講決定通知メールに添付した「研修受講同意書／検温確認票」は、必ず事前に記入して持参してください（来場後に記入される方がいます）。
- ・体調不良がある場合や受講に不安がある場合は、研修をキャンセルしてください。
研修開始前にお電話いただければ、キャンセル料は発生しません。
- ・管理職の方は、受講される職員の方と、事前に受講についての意思確認をお願いいたします。

2 研修受講中

- ・天候を問わず、研修室内の換気を実施します。体温調節ができる格好で受講してください。
- ・体調不良がある場合はお帰りいただきます（受付後は、受講料の返還はいたしかねます）。
- ・体調不良者または濃厚接触者が出た場合、途中であっても研修を中断することがあります。
研修を中断した場合でも、交通費の補填や受講料の返還は致しかねます。

3 研修受講後

- ・研修期間中に体調不良になり受講を中断した方については、以降の体調等について追跡調査を行います。
- ・2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに本会までご連絡ください。

< 研修受講同意書／検温確認票イメージ >

R 3年度 北海道社会福祉協議会 社会福祉研修所

研修受講同意書／検温確認票

1. 研修受講に際しての留意事項

体調不良、発熱や味覚障害、喉の痛み等または感冒症状はない。
発熱や味覚障害、喉の痛み等または感冒症状が出た家族(同居人含む)はない。
新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触等が疑われる人との接触はない。
勤務先施設・事業所等に、新型コロナウイルス陽性者や陽性の疑いがある利用者・職員等はいない。
海外渡航歴および緊急事態宣言発令地域への往来はない。
※発熱とは、37.5℃以上または平熱より1℃以上の高熱を指します

2. 研修受講当日に際しての留意事項

- ・研修中に体調不良となった場合は受講を中止いただく場合があります。
- ・研修には体温計を持参し、昼食休憩時に必ず検温してください。
- ・受講中はマスクを着用し、こまめにうがいや手洗いを行ってください。
- ・会場の換気を行いますので、体温調節のできる服装で参加ください。
- ・受付終了後は、受講料の返金は致しかねますので、ご了承ください。
- ・災害や感染症等の理由で急遽開催中止になる場合がありますが、交通費等の負担は致しかねます。
- ・研修期間中または研修受講後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに本会までご連絡ください。発症者がいた場合は、参加者全員の氏名や連絡先等の個人情報に関係機関に提供いたします。

上記1を満了した上、上記2に同意し、 研修に参加します。

市町村名 所属先名 受講料 円

署名 記入日 令和 年 月 日

※全て自分で記入し、記入日には研修初日の日付を記入してください。
※市町村名は所属先施設・事業所の所在する市町村名を記入してください。

3. 検温確認票

研修受講当日朝の体温・体調を記入してください。

計測結果	計測時間
℃ AM	

- ・本同意書を研修受付時に提出してください。
- ・本同意書と受講料の提出をもって研修受付いたします（受付で氏名は確認いたしません）。
- ・本同意書の提出がない場合は研修を受講いただけません。

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 社会福祉研修所
電話011-241-3979(直通)

※令和3年3月現在の対応です。変更となる場合があります。